

身近な法律  
ハンドブック



これから社会へ出る皆さんへ。

身近な法律ハンドブック

これから社会へ出る皆さんへ。

この冊子へのご意見・お問い合わせは

全国青年司法書士協議会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目8番地 岡本ビル5階(505号)

TEL 03-3359-3513 FAX 03-3359-3527 e-mail info@zenseishi.com

記載されている法律は2018年1月現在のものです。

著作権法上、本書掲載の写真・図・文の無断転載・借用・複製は禁じられています。

編集・発行／全国青年司法書士協議会 デザイン・制作／株式会社ミックスフィックス 2018年2月1日版

全国青年司法書士協議会

# はじめに

私が小学生の頃、「法律」とは遠い世界のことでした。

テレビドラマやニュースで聞く言葉、本屋で背の届かないところにある

難しそうな本、そして小学校近くにある赤いレンガの裁判所。

でも大人になって知りました。

働くことにも、住むことにも、遊ぶことにも、買い物や外食、旅行にも、

すべて社会はいろんなことに「法律」がかかっていることを。

これから社会へ出る皆さんへ伝えたいこと——。

それは社会という大海原を進んでいく皆さんに

知ってほしい最低限の「法律知識」です。

それは、決して難しいことではありません。

契約やお金にまつわるルールやしぐみ、トラブルの解決方法、

生活を支え、困ったときには利用できる制度など、

この小さな本にあるのは、身近な「法律」の知識です。

皆さんが社会に出て「法律」に出会うことがあったら、

一度立ち止まり、この本を読んでみてください。

「法律」を知ることは、これからの人生を歩む上できっと役に立つはずです。

私たち全国青年司法書士協議会と一緒に楽しく「法律」を学びましょう!



第1章 労働法について	3
-------------	---

第2章 契約いろいろ	7
------------	---

### 1 「契約」ってなに?

契約をする前に…

### 2 契約の「取消」について

取消できる例 / 悪質商法の例

### 3 クーリング・オフの方法について (契約の取消や申込の撤回・契約の解除等)

クーリング・オフの方法 / クーリング・オフができる期間 /

こんな場合はクーリング・オフできない

第3章 お金について	13
------------	----

### 1 一人暮らしとお金の管理

お金の使い方を考えてみよう / 家計簿をつけてみよう /

税金 / 自動車やバイクを所有したら

### 2 クレジットと借金について学ぼう

クレジットについて / クレジットカードでリボ払いにするとどうなる? / 借金について /

お金を貸すビジネス / 50万円を年利18%で借りたら、いくら払う? /

借金が多額になったら / 保証人について / しっかり度心理チェック

第4章 司法制度について トラブルの解決方法	19
------------------------	----

### 1 司法ってなに?

裁判の種類 / 裁判員ってなに?

### 2 身近なトラブル

### 3 困った時にはまずは「相談」しましょう!

皆さんの夢は何ですか?

第5章 生活を支える様々な制度	23
-----------------	----

### 1 社会保険制度

健康保険 / 年金制度・障害年金 / 失業保険 / 労災・休業保障

### 2 生活支援制度

生活保護・医療単給 / 生活福祉資金貸付 / 臨時特例つなぎ資金貸付制度 /

低所得者住宅 / 司法書士がお手伝いします

第6章 自律、そして自立 人として生きるということ	27
---------------------------	----

あとがき	29
------	----

相談先一覧	30
-------	----

全国青年司法書士協議会は、全国約3,000名の青年司法書士からなる、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与する」ことを目的とする団体です。



# 第1章 労働法について

これから、皆さんは社会人としての第一歩を踏み出します。

「働く」ことも法律によって守られています。

この章では、働くことについての法律「労働法」について解説します。

## Q 労働法って何ですか？

A 「働く人」と「雇う人」の間の法律のことです。

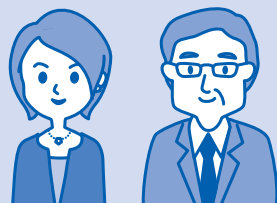
会社で人が働く場合、働き手を「労働者」といい、働かせる側を「使用者」といいます。労働者と使用者との間には、経済的・社会的に力の格差があります。そこで、労働者が使用者のほしいままに使われてしまわないように、労働基準法、労働契約法、パート労働法などのさまざまな法律によって、労働者を保護しています。労働者と使用者との間を規律するこうしたさまざまな法律のことをまとめて労働法と呼んでいます。

## Q 労働法で保護されるのは、どんな人ですか？

A すべての働く人です。

労働基準法や労働契約法などの労働法により保護される労働者は、会社に勤める人、工場働く人、お店の販売員、看護師、教師、調理師、大工、整備士など、業種・職種を問わず、すべての働き手です。いわゆる正社員のほか、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど、会社内での呼び方にかかわらず、アルバイトやパートも労働法によって保護されています。

使用者（雇う人）



事業を行い、労働者を雇っている人

労働者（働く人）

労働法で守られている



賃金を支払われているすべての人

## Q 労働法では、賃金についてどんな決まりがありますか？

A 5つの大事なルールがあります。

会社が労働者に支給する給与、賞与、残業代、各種の手当など、労働の報酬として支給されるものを「賃金」といいます。賃金は、それが確実に支払われないと労働者の生活に大きな影響を与えることから、次の5つのルール（原則）が労働基準法により定められています。

### ルール① 通貨（現金）払いの原則

賃金は、通貨（現金）で支払われます。銀行口座への振込については、労働者の同意が必要です。賞与（ボーナス）を除いて会社の品物（商品）など現物によって代えることはできません。

### ルール② 直接払いの原則

賃金は、労働者本人に支払われます。たとえ、労働者が未成年者であったとしても、本人の同意なく親（親権者）や親族が受け取ることはできません。

### ルール③ 全額払いの原則

賃金は、労働者に全額を支払う必要があります。ただし、所得税の源泉徴収や社会保険料・雇用保険料等は例外として控除（天引き）されます。それ以外の天引きは原則としてありません。

### ルール④ 毎月1回以上払いの原則

賃金の支払いは、毎月1日から末日までの間に1回以上と決まっています。したがって「今月分は来月に2カ月分まとめて払う」ということは認められません。

### ルール⑤ 一定期日払いの原則

賃金の支払いは、毎月、一定の期日（25日や末日といった確定した日）と決まっています。「毎月20日～25日の間」あるいは「毎月第4金曜日」など変動する期日にすることは認められません。ただし臨時の賃金や賞与（ボーナス）は例外です。

- 賃金、健康保険、年金、失業保険、労災・休業保険など、「働く」ことに関わる社会保険制度については、P23～24へ。
- 生活保護や各種貸付制度など、生活に困った時に利用できる生活支援制度については、P25～26へ。
- 税金についてはP14へ。

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

**Q** 労働時間の長さや  
休日のとり方に  
ついて教えてください。

**A** 労働法により、一定の労働  
時間と休日が決めています。

労働基準法は、休憩時間を除いて、1週間に40時間、1日に8時間を超えて労働させてはならないと規定しています。これを「法定労働時間」といい、これを超えて労働させる場合には、会社と労働者の過半数が労働組合とで取り決めを書面でして、労働基準監督署に届出をする必要があるほか、超えた時間に対して割増賃金(25%増し)を支払う必要があります。

また、1日の労働時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間が必要だと定められています。さらに、1週間について少なくとも1日の休日が必要と定められています。

### ハローワーク(公共職業安定所)とは?

全国各地には550以上のハローワークがあります。ハローワークでは、仕事をさがしている人への仕事の紹介、幅広い仕事ができるよう技術を身につけるための職業訓練の情報提供、仕事を辞めたあとの失業保険受け取りの手続きなどを行っています。仕事をさがしたいとき、仕事を辞めたときなどには相談に行きましょう。「わかものハローワーク」「新卒応援ハローワーク」「マザーズハローワーク」等いろいろなハローワークがあり、インターネット(<https://www.hellowork.go.jp/>)でも情報提供がされています。

**Q** 仕事でけがをしたり、  
病気になった場合は  
どうなりますか?

**A** 労災保険が適用される  
場合があります。

労働者が工作中や通勤途中にけがをしたり(負傷)、病気になったり、障害を負ったり、死亡してしまった場合には、労働者災害補償保険(いわゆる労災保険)から、保険金が給付されます。労災保険は、すべての労働者が加入を義務づけられており、短期や日雇いのアルバイトであっても対象となります。勤め先や労働基準監督署に相談してみましょう。

**Q** 勤め先が倒産したり、  
失業した場合の保険は  
ありますか?

**A** 雇用保険の失業給付が  
受けられます。

勤め先が倒産したり、事業の縮小などの理由により労働者が失業した場合には、再就職までの生活を安定させるために、雇用保険から、保険金が給付されます。この雇用保険は、1週間の労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用の見込みがあるすべての労働者が対象となります。ハローワークに問い合わせ、失業給付の手続きをしましょう。

**Q** 「ブラック企業」  
「ブラック・バイト」  
って何ですか?

**A** 法律を守らず、  
働く人の権利を軽んじる  
企業やアルバイトのことです。

マスコミで報道される「ブラック企業」「ブラック・バイト」とは、労働法で定められた前述の賃金や労働時間のルールを守らず労働者を使う企業のことを総称しています。具体的には、賃金の支払いが不定期であったり、様々な名目で賃金を天引きしたり、または、休憩時間や休日を取らせなかったりする事例があります。ブラック企業やブラック・バイトについては、国(労働局や労働基準監督署)も目を光らせており、通報があれば改善するよう指導をしています。少しでも疑わしいことがあれば、労働基準監督署や最寄りのハローワークに相談しましょう。

**Q** 働きながら学びたい  
ときは、どのような方法  
がありますか?

**A** 大学や専門学校の夜間部、  
通信講座、企業の教育訓練  
などもあります。

昼間は仕事をしながら、大学・短期大学又は専門学校の夜間部(夕方から講義があります)に通うという方法があります。特に、専門の資格を取得できる専門学校については、働いている社会人を対象にして、多くの夜間部があります。もちろん、夜間部の場合にも、昼間の学生と同様に卒業資格を取得できますし、入学金や授業料に関して、公的な奨学金を利用することもできます。そのほか、自宅で学習する通信制の大学や講座などもあります。これらの場合、一定の要件を満たすと(講座の内容や、自身の雇用保険加入期間により制限があります)、雇用保険から助成金を受けられる場合もあります。また、働いている社員に対する教育訓練を充実させたり、夜間部に通う社員を奨励したりする企業もありますから、入社時にはチェックが必要ですね。

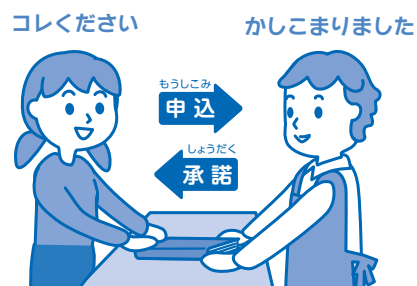
● 奨学金制度については、P22へ。

# 第2章 契約いろいろ

世の中には、いろいろな契約があります。  
この章では、生活に深くかかわってくる「契約」について、考えてみましょう。

## 1 「契約」ってなに？

「契約」は一言でいうと「法的な約束ごと」です。買物をするのも、アパートを借りるのも、友人に物をあげる約束をするのも、すべて「契約」です。「法的な」という意味は、もしこの約束が守られなければ、国(裁判所)の力でこの約束を実現させることができるという意味です。



契約とは…「約束」すること



### ● 契約の身近な具体例 ●



## 1 契約の方式は自由。

- 口約束でも契約は成立します。
- 契約書は「契約内容を正確に残すため」に作るものです。
- 契約書に印鑑がなくても契約は成立しています。

## 2 契約を結ぶことは個人の自由。

- 他人から強制されるものではありません。
  - 契約の相手を選ぶのは自由です。
  - 契約の内容も自由に決められます。
- ※ただし、人を殺す契約など法律に違反する契約は無効です。

## 3 契約の内容に責任を持つこと。

- 契約は双方の合意で成立します。
- 契約が成立すると、契約内容について権利と義務が生じます。
- 一方的な理由で契約を解除することはできません。

## ! 契約をする前に…

契約することは、契約内容について責任を持って約束を守ることです。だから、契約する前には「本当に必要なのか？」  
「責任が持てるのか？」をよく考えるべきです。

- 必要のない契約、守ることができない契約はしないことです。
- 契約を解消するためには、正当な理由や手続きが必要です。



第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

## 2 契約の「取消」について

契約は、お互いの合意の上に成り立つ約束です。

いったん契約したら「守る義務」が生じます。

しかし個人と事業者では、契約内容や商品に関する情報量や交渉力に大きな違いがあるので、その両者の間の契約については、契約後に無条件で契約の取消(クーリング・オフなど)ができる場合もあります。

### 取消(クーリング・オフなど)できる例

#### ● 未成年者が、法定代理人(両親などの親権者または後見人)の同意をもらわずに結んだ契約

未成年でも次の場合は取消できません。

- ① こづかいなどを使って契約した場合
- ② 結婚している未成年者の場合
- ③ 相手に成年者であると信じさせて契約した場合

#### ● だまされたり、おどされたりして結んだ契約

次に挙げるような悪質商法にあった場合、契約の申込みの撤回や契約の解除ができます。

### 悪質商法の例

悪質業者は、はじめから「契約」を目的だと言うと警戒されたり断られたりするので、本当の目的を隠して様々な方法で誘ってきます。

#### 1 アポイントメントセールス

「あなただけが選ばれました」「景品が当たった」「会って話したい」などと、有利な条件を強調して電話やSNSを通じて営業所や喫茶店に呼び出し、商品やサービスを契約させます。

#### 2 資格商法

電話で「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などとしつこく勧誘をし、講座や教材を契約させます。強引に契約の成立を主張して、書類や教材を送りつけてくるケースもあります。

#### 3 デート商法

出会い系サイトやSNSなど、偶然を装って近づいてきた異性と何度か会ううち、高額な商品を契約させられてしまい、その後相手とは連絡が取れなくなってしまう。

#### 5 内職商法

「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身につけ在宅ワーク」など、広告で勧誘し、材料や機械を売りつけたり、講習会と称して多額の受講料を取ったりします。実際は、仕事は紹介されることはなく、ほとんど収入が得られなかったりします。

#### 7 SF(催眠)商法

「くじに当たった」「新商品を紹介する」と言って人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得た気分になせ興奮状態にしておいて、異様な雰囲気の中で最後に高額な商品売りつけます。

#### 4 キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約に応じるまで解放せず、帰りづらい雰囲気にして商品やサービスの契約をさせます。

#### 6 マルチ商法

友達などを誘えば儲かるからと商品の販売組織に誘い、商品を購入させ、友人など次々に組織への加入者を増やしていくと利益が得られるというもの。勧誘時の成功話と違って思うように加入者を獲得できず、売れない商品を抱えることになります。

#### 8 訪問買取商法

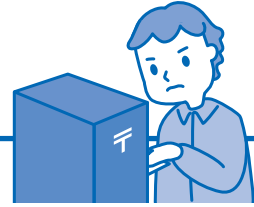
「いらぬものを買います」などと言って業者が突然訪問してきて、十分な説明もせず宝石や指輪などの貴金属や、売るつもりのない品物までも取り上げて、安い値段で強引に買い取ります。

悪質業者は、相手にしてしまうと、しつこくされたり、脅されたりするのでキッパリ断ること。甘い言葉やうまい話は信用しない事が大切です。

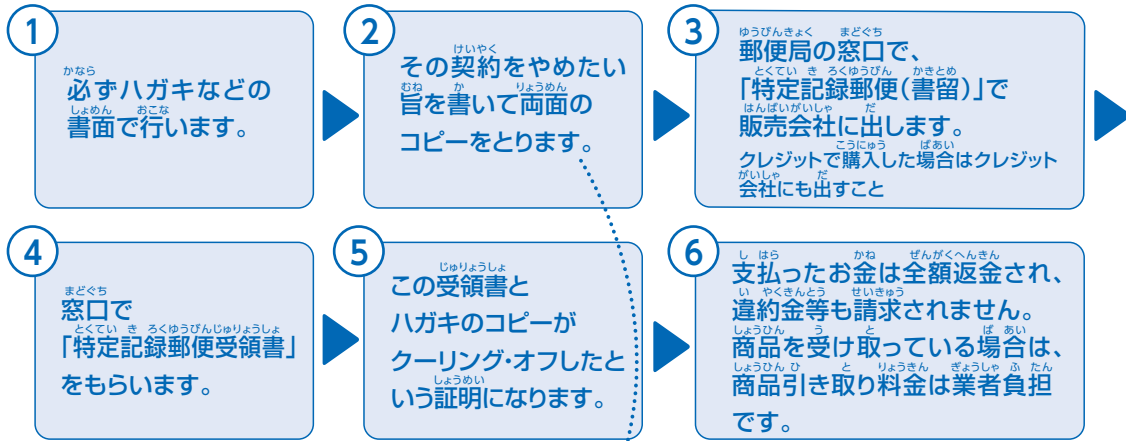
# 3 クーリング・オフの方法について

(契約の取消や申込の撤回・契約の解除等)

クーリング・オフとは、一定の契約に限り、  
 いったん契約した場合でも一定期間内は理由を問わず  
**無条件で、申込みの撤回や契約の解除ができる制度**です。  
 その契約は初めからなかったこととなります。



## クーリング・オフの方法



### 〈ハガキの書き方〉

販売会社へ  
 契約をやめたい旨を書く

クレジットで購入した場合は販売会社と  
 同時にクレジット会社にも出す

表面

〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇市〇〇町〇〇番地  
 〇〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇  
 御中  
 氏名 住所

裏面

契約解除通知書  
 平成〇〇年〇月〇日  
 契約解除者 〇〇〇〇  
 契約解除日 平成〇〇年〇月〇日  
 契約解除理由 〇〇〇〇  
 契約解除金額 〇〇〇〇  
 契約解除商品名 〇〇〇〇  
 契約解除品名 〇〇〇〇  
 契約解除金額 〇〇〇〇  
 契約解除者 〇〇〇〇  
 株式会社 〇〇〇〇  
 代表者 〇〇〇〇氏  
 右記日付の契約は解除します。  
 なお、速やかに商品の引き取り、  
 支払済み〇〇〇〇円の返金手続きを行って下さい。

裏面

契約解除通知書  
 平成〇〇年〇月〇日  
 契約解除者 〇〇〇〇  
 契約解除日 平成〇〇年〇月〇日  
 契約解除理由 〇〇〇〇  
 契約解除金額 〇〇〇〇  
 契約解除商品名 〇〇〇〇  
 契約解除品名 〇〇〇〇  
 契約解除金額 〇〇〇〇  
 契約解除者 〇〇〇〇  
 株式会社 〇〇〇〇  
 代表者 〇〇〇〇氏  
 右記日付の契約は解除します。

## クーリング・オフができる期間

訪問販売 キャッチセールス、 アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	8日間
訪問買取商法	8日間
マルチ商法・内職商法	20日間

契約日を含めて、  
 この期間内に書面を出し、  
 郵便局の消印が押されて  
 いれば、クーリング・オフを  
 することができます。

❗ クーリング・オフのハガキを出すとともに司法書士・弁護士等にご相談ください。

## ❗ こんな場合はクーリング・オフできない!

❗ お店に行って商品を買った場合や、通信販売で買った場合

### クーリング・オフできる例外

- マルチ商法
- 業務提供誘引販売取引  
内職商法やモニター商法など
- 特定継続的役務提供  
エステティックサロン、外国語会話教室、  
学習塾、家庭教師、パソコン教室、  
結婚相手紹介サービスの6業種
- 特定顧客取引  
アポイントメントセールス、キャッチセールス、  
アンケート商法、デート商法など
- 通信販売でも通信販売の広告に返  
品についての説明や条件が書かれ  
ていないときは、商品を受け取った  
日から8日以内なら解除できる

❗ 訪問販売であっても、封を開けてしまったり使用した分の  
化粧品や洗剤などの消耗品。乗用自動車。

### クーリング・オフできる例外

業者が「試してみてください。」などと言って封を開けさせた場合

❗ 現金で購入した3,000円未満の商品

クーリング・オフができないかな?と思っても、契約の解除等ができる場合があります。  
 まずは、早めに司法書士・弁護士・消費生活センター・法テラス等に相談しましょう!!

# 第3章 お金について

お金の使い方を学ぶことは、社会人としての大切な第一歩です。  
この章では、身近なお給料のしくみ、やりくりのコツ、「借金」の利息や保証人についてなど、お金にまつわる基本的な知識を身につけましょう。

## 1 一人暮らしとお金の管理

一人暮らしをするにはどのくらいお金がかかるのでしょうか。  
住むところを借りるための費用、家具・家電をそろえるための費用、そして日用品や食費、光熱費など毎日の生活費など、まずは必要な支出を知ることから始めましょう。

**まずは** 住むところを借りる時のお金

- 敷金(家賃2~3ヵ月分程度)
- 前払い家賃(約1ヵ月分)
- 不動産業者への手数料

※敷金がかからないところもありますが、後で未払いのお金を払わなければならないこともあるので注意しましょう。



**つぎは** 住むところが決まったらそろえるもの

- 家電 ● 家具 ● ふとん
- 調理器具
- 食器 など



**さらに** 毎日の生活に必要なお金

- 家賃 ● 食費
- 日用品 ● 光熱費
- 電話代 など

お米



### お金の使い方を考えてみよう

仕事を始めてお給料をもらったら、ほしいものを買ったり、やりたかったことに挑戦したり…。  
でも、お金の使い方は慎重に！  
次のお給料日まで困らないよう、上手なやりくりを考えてみましょう。

**毎月必ず必要なお金**

- 家賃 ● 食費 ● 日用品 ● 光熱費 ● 電話代 など

お給料をもらったら、大体の必要額を計算してしっかり管理しましょう！

**自由に使えるお金**

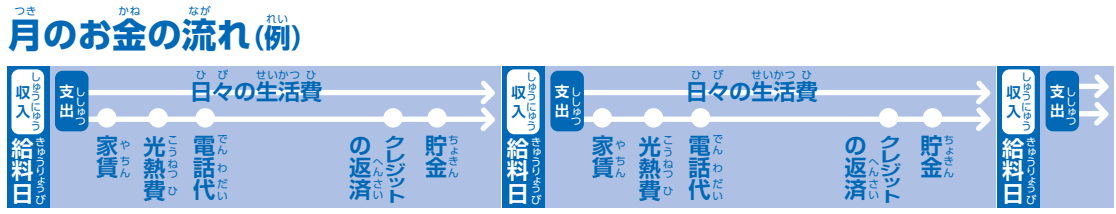
- レジャー ● 貯金 ● ショッピング ● クレジットの返済 など



## 家計簿をつけてみよう 収入と支出を把握しよう

一人暮らしをはじめたら、まず、家計簿をつけてみましょう！  
毎日の生活費を記録することで、何にどのくらいお金が必要か分かります。  
1ヵ月つけたら、1ヵ月の合計額を出します。だんだんとコツがわかってきたら、貯金の目標額を決めて、少しずつ貯金をしましょう！貯金をしてほしいものを買ったり、急にお金が必要な時のために準備をしましょう。

家計簿 4月27日(月)		家計簿 4月28日(火)	
	明細	金額	金額
<b>収入</b>			
繰越し	前日残高	2,000	25,150
入金	全青司銀行より引出	80,000	
<b>収入合計</b>		<b>82,000</b>	<b>25,150</b>
<b>支出</b>			
食費	玉ねぎ・人参など	670	
住居費	家賃 大家さんに支払	50,000	
水道光熱費			
通信費			
保険料			
趣味娯楽			
被服費	靴下	800	
交際費			
日用品・雑貨	シャンプー	380	
その他			
貯蓄	積み立て貯金	5,000	
<b>支出合計</b>		<b>56,850</b>	<b>8,720</b>
残高(収入-支出)		25,150	16,430



### 税金

税金は国や自治体に納めるお金で、「国民の義務」です。国民から広く集められるお金によって、さまざまな社会制度や公共サービスが支えられています。税金のなかでも、社会人になって働くと身近になるのが、「所得税」や「住民税」です。所得税は収入のあった年に支払いますが、住民税はその翌年に払います。

なお、学生の場合は年収130万円以下のアルバイト収入であれば所得税はかかりません。年収が103万円以下なのに所得税が差し引かれている場合は、税務署に確定申告をすれば全額が戻ってきます。

### 自動車やバイクを所有したら

自動車やバイクを所有したら、事故にそなえて自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)に加入することが義務付けられています。死亡事故、傷害事故の際には被害者に補償金が支払われます。しかし、自賠責保険で支払われる保険金だけでは、被害者に支払う賠償金が足りない場合が多いため、様々な保険会社が運営している任意保険にも加入することをお勧めします。

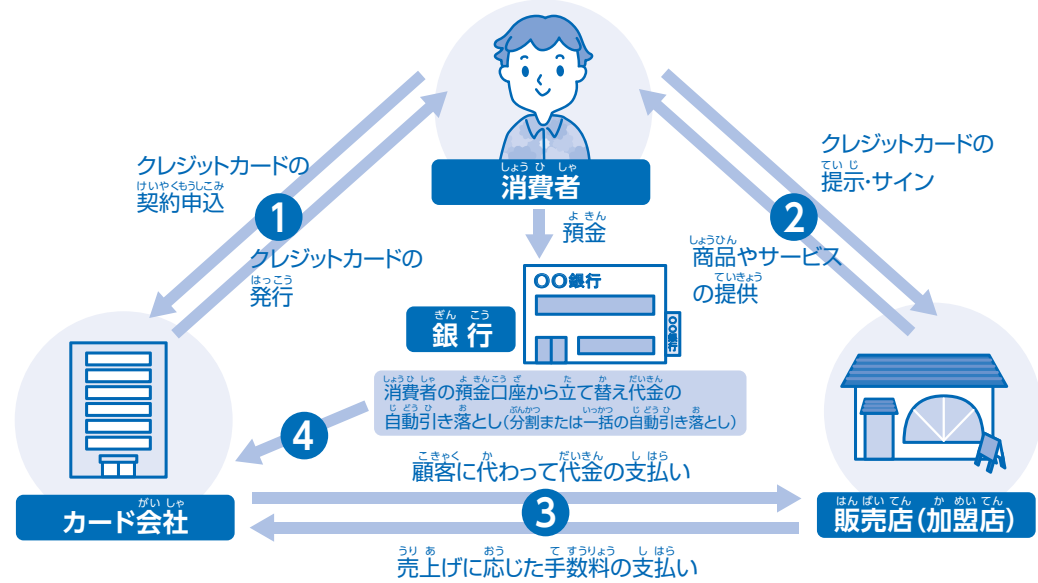
また、自動車や排気量250cc超のバイクを所有したときは、自動車検査登録制度(車検)を受けましょう。車検は、車の状態や車種などにもよりますが、おおむね15万円前後かかりますので、自動車などを所有した場合は、車検の時期にそなえて車検費用を貯めておく必要があります。



# 2 クレジットと借金について学ぼう

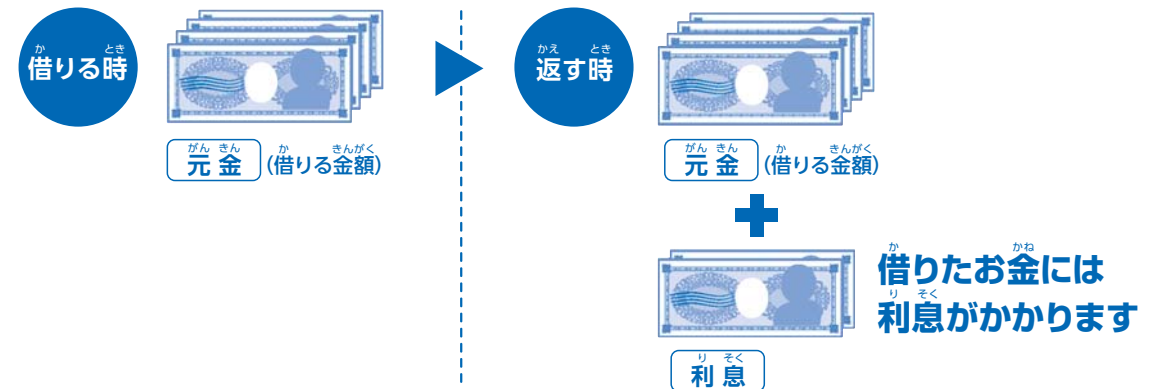
## クレジットについて

クレジットは先に商品を受け取りカード会社に代金を立て替えてもらい、後日、分割または一括で、毎月その代金を返済する方法で借金のひとつです。サインだけで簡単に商品が入るため、借金であることを忘れ、感覚がマヒしてしまうことのないように注意しなければなりません。



## 借金について

世の中には、お金を貸し出すことをビジネスにしている会社があります。中には、難しい審査もなく担保も取らずにお金を貸し出して、その代わりに、返済のときに高い利息を取るというところもあります。テレビCMなどの「お手軽」なイメージに惑わされず、利用しないように気をつけましょう。



## お金を貸すビジネス

お金を貸すビジネスには大きく分けて2つあります。1つはお金を預かって貸し出す銀行などの金融機関、もう1つはお金を預からず、貸し出しを専門にしている「ノンバンク」つまり消費者金融会社やリース会社、クレジット会社などです。どれも以前よりは貸し出し審査や手続きが簡単になっていますが、高い利息や手数料などを支払わないといけませんので計画的な利用が必要になります。

### お金を預かったり貸したりする



### お金を預からない



住宅ローン	銀行等	年利 0.5~3%
カードローン	銀行等	年利 8~18%
キャッシング	消費者金融・信販会社等(サラ金)	年利 8~18%
クレジットカードでの買い物	クレジット・信販会社等(翌月、一括払いを除く)	じつしつ年利 実質年率 8~18%

どうしても生活に困ったときは、「借金」をする前に、P23~26で紹介している生活支援制度の利用を考えてみましょう。

## たとえば クレジットカードでリボ払いにするとどうなる？



**リボで 手数料がかかります!**  
 バッグ 300,000円 + 手数料 80,000円

**リボで リボ払いってこんなしくみ**

バッグ購入 300,000円 + 手数料	靴購入 20,000円 + 手数料	スーツ購入 30,000円 + 手数料
1月 毎月一定額 1万円	2月 1万円	3月 1万円
4月 1万円	5月 1万円	

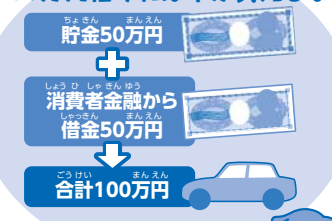
返済額が少ないため、高率の利息がプラスされ、返済期間が長期化する

たとえば、月額1万円でも30万円の代金を支払うための合計支払額は約38万円になります。またリボ払いは毎月返済額が一定のため、「いくら借りている」という実感が薄く、自分の収入以上の買物を続けてしまい、いつまでたっても返済が終わらないということになりかねません。

# たとえば 50万円を年利18%で借りたら、いくら払う？

Aさんは遠方への転職が決まり、自動車が必要になりました。購入費用は全部で100万円かかりますが、貯金は50万円しかありません。残りの50万円は消費者金融から借りるつもりです。購入後はガソリン代や車検代などがかかるので、Aさんは月々1万円ずつ返していこうと思っています。

50万円借れば車を買えるな



■ 月々の返済額(元利均等払い)… 1万円

■ 年利率…………… 18%

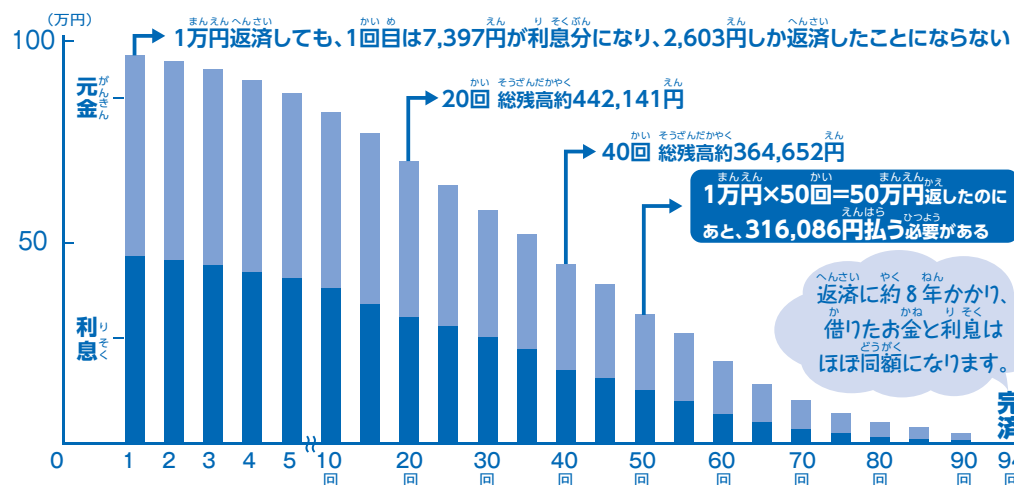
※元利均等払いは、元金と利息を合わせた支払い合計額が一定額という意味

■ 毎月の返済日…………… 1日



借金(元金) 50万円 + 利息 約43万円 = 返済総額 約93.2万円

毎月1万円 × 94回(約8年)

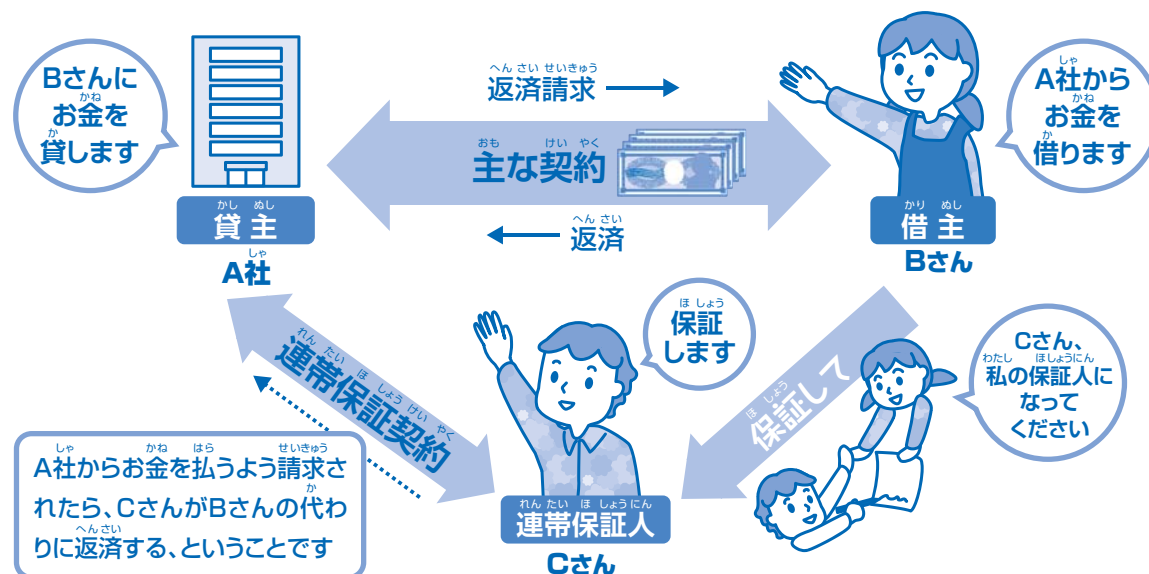


## 保証人について

お金を借りたりするときに約束をして、借主が返さなくなったときに、借主の代わりに、その支払をする人を「保証人」と言います。

たとえば、金融業者からお金を借りようとする友人に「絶対に迷惑をかけない」と頼まれて保証人になった場合、後日その金融業者から「借主が約束どおりにお金を返さないの、代わりに支払って下さい。」と請求されれば、代わりにあなたが支払をしなければなりません。

つまり、人の保証人になるということは、自分がお金を借りるのと同じです。ですから、簡単に人の保証人になったり、人に自分の保証人になってほしいと頼んだりしないでください。



## しっかり度

### 心理チェック

作者： 広島修道大学 准教授 柏木信一先生

当てはまるものに  印をして下さい。

- 頼まれたら断れない、お人好みな方だ。
- 誰にも相談せず、自分の中に背負い込みがちだ。
- 世間知らず、または無知だと思う。
- カッコいい人・かわいい人に疑いなく気を許す。
- 信じやすい、あるいは信仰深い方だ。
- 先行き不安に思うことがある。
- 寂しがり屋だ。
- 楽して得たいと思う。
- 人任せだ。
- 無頓着だ。例：片付けをしない、面倒くさがり。
- 自信過剰な所がある。

皆さん、いくつ当てはまりましたか？

が多いほど、消費者トラブルにあう危険度が高い傾向にあります。逆に全く  が無い人も要注意！

第2章で解説した悪質商法の窓口(9ページ)や、この章のお金の使い方十分に注意しましょう。まずは知ることが大切です。少しずつでもいいので必要な知識を身につけるよう努めましょう。

## 借金が多額になったら

自分の収入の範囲内で生活するのが一番です。借入れは、しない方がいいでしょう。

それでも、もし借金が多額になったら、近くの司法書士等法律専門家に相談してください。必ず解決方法があります。

## 相談する時には

- ① 「自分の収入と生活費」
- ② 「借入先、借入時期、借入期間、借入金額」
- ③ 「返済が困難になった理由」

上の①～③をありのままに話しましょう。根本的な解決を図るためには、「事実」を話すことが大切です。1人で問題を抱えないで、ぜひ相談してください。



# 第4章 司法制度について

## トラブルの解決方法

社会に出ると、ときには困ったことに巻き込まれたり、まわりの人とトラブルがおこることがあります。当事者同士の話し合いなどで解決できない場合には、「司法制度」に基づいて対処し、解決しましょう。

### 1 司法ってなに？

いろいろな人が共に生きる社会では、日常の行動や出来事にもさまざまな法律が関わっています。それらの行動や出来事を法律に照らし合わせて、間違っていないかを判断するのが裁判所であり、この裁判所の機能を「司法」と呼びます。



**身近な法律の一例**  
 憲法、民法、刑法、労働基準法、消費者契約法、道路交通法

**裁判の種類** 大きく分けて、民事裁判と刑事裁判に分けられます。

#### 民事裁判

人と人、会社と人などの間のもめごとについて、訴えた人の言い分が正しいか判断します。

##### 家事事件

離婚や子の認知等、人の身分に関することや家庭内のもめごとについて調整したり判断します。

##### 行政事件

国や自治体等の行政機関が皆さんにした行為が正しいかを判断します。

#### 刑事裁判

詐欺や殺人等の犯罪について、有罪か無罪かどうかを判断します。皆さんも裁判員になって裁判に参加することもあります。

**裁判員ってなに？**  
 裁判員制度は、一般の国民が「裁判員」となり、殺人などの重大な刑事事件について裁判官と一緒に議論して判決を行う制度です。20歳以上で選挙人名簿に登録されている人ならば、誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。「裁判なんてできるのかな…」と不安に思うかもしれませんが、裁判の前にわかりやすく説明してもらえるので大丈夫です。これまで裁判員になった人も、ほとんどが良い経験だったと感じているようです。

## 2 身近なトラブル

人生の中では、ときにトラブルが起きることがあります。ここでは誰でも経験する可能性がある身近なケースを取り上げてみます。

### ケース1 お金の貸し借り 友だちにお金を貸したけれど、いつまでたっても返してもらえない。

▶ 返す約束をしてお金を貸し借りすることを金銭消費貸借契約と言います。(P7・8参照) 何度も催促したり、第三者を交えて話し合いをしても返してもらえなければ、最終的には裁判をすることになります。  
【民法第587条】消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

### ケース2 万引(窃盗) お店でお金を払わずに、商品を持って行ってしまった。

▶ お店の商品の所有権はお店にあります。お金を払わずに商品を持ち去って、自分のものにしようとしたら、万引つまり窃盗罪になります。  
【刑法第235条】他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### ケース3 ネット通販 インターネットで買物をして、お金を振り込んだのに商品が届かない。

▶ ものの売買は、売り主が商品を引き渡し、買った人はお金を払うことで成立します。しかしインターネット通販は販売業者の実態がつかみにくく、特に前払いした後で連絡が取れなくなるケースが急増しています。これは詐欺罪にあたります。  
【民法第555条】売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

### ケース4 他人にケガをさせた 自転車で走っていて、他の人とぶつかりケガをさせた。

▶ 自転車は、道路交通法上、車両の一種である「軽車両」となります。つまり、自転車に乗っていて歩行者にぶつかり、歩行者にけがをさせた場合は、刑事上の責任が発生し、さらに自転車に乗っていた人が不注意であれば、民事上の損害賠償責任も発生します。  
【刑法第209条】過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。  
【民法第709条】故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

**!** トラブルが発生した場合、解決するためには、さまざまな方法があります。困ったときには司法書士や弁護士にご相談ください!

# 3 困った時にはまずは「相談」しましょう!

**Q** 契約トラブルや被害、法的な疑問など困ったことがあったとき、誰に相談すればいいですか?

**A** 友達に相談、身近な人に相談…  
だけでは、完全な解決につながりません。

- せんもん か そうだん  
専門家に相談  
しましょう!
- じぶん たちば じょうきょう  
自分の立場や状況に  
対する判断力と、  
ためらわずに相談する  
勇気を持ちましょう!
- とも だち そうだん  
友達から相談されたとき  
も、適切な相談機関を  
アドバイスできるように  
なりましょう!

**Q** 「困りごと」はどのように解決するのでしょうか?

**A** 解決までの「みちのり」は大きく分けて3つあります。

- ほうりつ か  
法律に書かれていると  
きは、法律を使って手続  
きをし、解決します。

例 悪質商法に  
ひっかかったとき  
▶ クーリング・オフ  
ができます。
- ほうりつ か  
法律に書かれて  
いるけれど、  
争いがあったり、  
はっきりしないと  
きは、まず相手と  
話し合いをします。
- はな あ  
話し合いがまとまら  
なかったときは、  
裁判所に判断しても  
らいます。

例 もらったと思っていたお  
金を返してほしいと言わ  
れたときは、お金の貸し  
借りなのか、お金をもら  
った(贈与)なのか、裁判  
所に判断してもらいます。

## 相談は、大きな一歩! 社会を変える原動力です!

相談窓口や相談を受ける法律家のところには、法律で決められていないことについての被害情報も寄せられます。その情報がたくさん集まり、法律が必要ということになると、法律家は法律を作ったり変えたりするよう、国に働きかけます。そのことによって社会も変わります。

例えば、高い金利に苦しむ人の声がたくさん集まった結果、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締まりに関する法律」という法律が変わり、借りるときの上限金利が下がって高い高利に苦しむ人が減少しました。

## 皆さんの夢は何ですか?

☹ 今日のこと ☺ 明日のこと ☺ 将来のこと ☺

皆さんは、これから「新しい一歩」を踏み出すわけですが、数年後、たとえば5年後や10年後に、どこで、どんなことをしていると思いますか? ○○になっていた、○○だと理想だな……と夢は人それぞれでしょう。「今日のこと」を大切にしながら、一歩先の「将来のこと」も考えながら歩んでいけると良いですね。

**先輩のこゑ**  
学校に行っていたときは漫才研究会に所属し、タレントを目指していました。仕事をしながら、漫才師として、スーパー等のイベントに出ていましたが、結局売れず、タレントになるのはあきらめました。仕事をしていて飲食店の店長になった後、今は、自分のお店を出して、お客さんを笑わせています。 30代男性・飲食業

一時期ヘルパー3級の資格を取って、正社員として仕事をしていました。でも、やっぱりアニメ関係の仕事がしたくて、今は、バイトを2つ掛け持ちして、専門学校に通っています。 20代女性・アルバイト

学校を卒業した後、何度か職場を変りましたが、今は工場で働いています。今の職場は口下手な自分には合っているみたいです。こんどはできれば長く続けたいと思っています。 30代男性・会社員

学校を卒業してすぐに結婚しました。子どもを産んで、子どもが1歳になった時からパートをしました。それから、本を買って資格のための勉強を始めました。7年かかりましたがようやく合格し、今は楽しく仕事をしています。 40代女性・自営業

学校を卒業して土木現場で働いています。毎朝早くから日が暮れるまで体がツライ時もあるけれど充実した日々を過ごしています。自分で勉強して試験を受けています。いつかは資格も取って、給料アップを目指しています。 20代男性・建設業

学ぶために学費が必要な場合は、奨学金制度もあります。

●働きながら学ぶ方法については、P6へ。

## 奨学金制度 窓口 ▶ 日本学生支援機構、学校、地方自治体、企業など

進学したいけれども進学のためのお金が足りない時は、奨学金制度を利用することを考えてみましょう。

たくさんの方が奨学金事業を行っていますが、一般的に知られているのは日本学生支援機構という団体が行う事業です。経済的理由により就学に困難がある学生等に対して奨学金が支払われます。奨学金の申し込みは在学する学校を通じ

て行い、日本学生支援機構の選考のうえで受けられるかどうか決まります。奨学金は、進学した学校を卒業したあとで、返す必要がありますが、条件があえば、返さなくても良い給付型の奨学金もあるので、学校の先生にきいてみましょう。

日本学生支援機構以外にも奨学金事業を行っている団体もありますので、学校の先生と相談しながら調べて活用しましょう。

第1章 労働法について  
第2章 契約いろいろ  
第3章 お金について  
第4章 司法制度について  
第5章 生活を支える様々な制度  
第6章 自律、そして自立

第1章 労働法について  
第2章 契約いろいろ  
第3章 お金について  
第4章 司法制度について  
第5章 生活を支える様々な制度  
第6章 自律、そして自立

# 第5章 生活を支える様々な制度

病気やケガで働けなくなったとき、皆さんはどうしますか。収入もなく貯金も減っていくと生活することも困難になります。でも安心してください。そんな困った状態を、社会全体で負担しあい助け合うための制度があります。この章では、どんな制度があるのかをご紹介します。

## 1 社会保険制度

社会に出て心配なのは、ケガや病気、失業などで収入がないときのことだと思います。そんなときの心強い味方が社会保険です。「社会保険」とは、病気や事故や失業などアクシデントのときや、将来高齢や障がいなどで働けなくなったときのために、お金を預けておく仕組みのことです。社会保険には、「健康保険」「年金」「労働保険」「介護保険」の4つがあります。

### 健康保険

窓口▶市区町村役場、会社

健康保険とは、生活を守るための保険制度の1つで、病気やケガでの出費に備えて日頃から加入者が保険料を支払い、それを財源に必要なときに必要な人が保険給付を受けられるしくみです。「健康保険料」は会社の健康保険に入っているときは、給料から差し引かれ、そうでないときは市区町村へ直接支払います。特別な理由があって、国民健康保険の保険料が払えない時は、支払いを少なくしたり、払わなくて良い場合があるので、市区町村の窓口にご相談してみましよう。

健康保険に加入していれば自分が払うお金は、実際にかかる診療や治療費の3割くらいの負担ですみます。また、病気やケガで働けなくて、賃金がもらえないときに受け取ることができる「傷病手当金」や、1ヵ月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)をこえた分が、あとで払い戻される「高額医療費制度」もありますので、できるだけ健康保険は毎月忘れずに支払いましよう。

P3~6をみてね

### 年金制度

窓口▶市区町村役場、年金事務所

年金には、2種類あり、日本国内に住所のあるすべての人が入る必要があります。年金制度はその人の働き方で違います。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が入るのが「国民年金」、会社員や国家公務員・地方公務員等は、それに加えて「厚生年金」に入ります。「厚生年金」に入る人は、会社等の働いているところで手続きをし、保険料は給与から差し引かれます。また「厚生年金」は「国民年金」に上乗せされるので、保険料は高くなりますが、もらえる年金は多くなる上、保険料の半額を会社が負担してく

れます。年金は、20歳から60歳までの40年間のうち、10年以上保険料を支払うと、原則として65歳から受け取ることができますので、忘れずに支払いましよう。また年金を支払っていないと障害年金がもらえなくて注意してください。

P3~6をみてね



### 年金制度のひとつ

### 障害年金

「障害年金」は、病気やケガなどによって障害の状態になったとき、生活を支えるものとして支給されます。「障害の状態」とは、病気やケガや精神疾患で体が不自由になった場合だけでなく、病気により長期療養が必要で仕事や生活が今までどおり出来なくなったときなども含まれます。障害年金を受けたい場合は、住んでいる市区町村役場または年金事務所で手続きをしてください。自分で手続きをするのが難しい場合は、社会保険労務士という専門家に依頼すれば手続きを代わりにしてくれます。

### (労働保険) 失業保険

窓口▶ハローワーク

会社員は、「労働保険」のひとつとして「雇用保険」に加入します。雇用保険の失業給付(失業保険)とは、倒産、定年、自己都合等で会社を辞めたとき、次の仕事が見つかるまで、国から一時的にお金が支

払われる制度です。保険料は会社が半分負担してくれます。自己負担分はお給料から天引きされます。会社を辞める理由や勤続年数などによって、もらえる期間や開始時期が変わります。労働保険に入っているかどうか、給与明細をチェックしておきましょう。失業保険を受け取るためには、辞めた会社から離職票の交付を受け、住所地のハローワークに申請します。

P5をみてね

### (労働保険) 労災・休業保障

窓口▶労働基準監督署

労災(労働災害)とは、労働者が、業務上または通勤途上での、ケガや病気、障害、死亡する災害のことをいいます。労働者が労災にあったときに備える制度が労災保険(労働者災害補償保険)です。労災保険は、労働者の種類を問わず、原則として全ての労働者(アルバイトやパート、派遣労働者も含む)に適用されます。

この保険料は、全額会社負担ですので、給与明細には書かれていません。労災保険の給付の中でも、労災のために仕事を休んでお給料をもらえない場合、そのあなうめをするのが「休業(補償)給付」です。

この保険をもらうためには、労働基準監督署で手続きが必要です。早めに手続きしましよう。

社会保険制度のひとつ「介護保険」は、40歳以上の人みんなが保険料を支払い、高齢になって困ったときも自分にあつた介護を受けることができる保険制度です。

## 2 生活支援制度

病気やケガをしたり、失業や収入が減るなどで生活に困った場合や、一時的に生活資金などが必要な場合に利用できる生活支援制度があります。

### 生活保護 窓口▶福祉事務所

生活保護とは、生活に困った人の暮らしを助けるための制度です。国が定めている「最低生活費(生活保護基準)」よりあなたの世帯の収入が少なく、手持金や貯金などもわずかになり、生活に困っている状況であれば、その理由に関係なく誰でも利用することができます。

生活保護を受けるためには、今あなたがいる場所の市役所などにある福祉事務所に申請することが必要です。

また、収入がない場合だけでなく、仕事をしていても収入が少ない時は、少ない部分だけ生活保護を受けることができます。

生活保護は、憲法に基づいた制度です。仕事を失った、母子(父子)家庭で生活が大変など、さまざまなトラブルで生活に行き詰まったときは、遠慮せずに生活保護を利用して暮らしの立て直しをはかりましょう。

市区町村役場によっては、福祉事務所が「健康福祉課」とか「福祉課」といった名前と呼ばれるところもありますので、ご注意ください。

### 生活保護のひとつ 医療単給

生活保護制度のひとつに「医療扶助」というものがあります。医療扶助の主な内容は、病院などで受ける一般診療と、入院時の食事費や、薬の調剤、通院時の交通費などです。

収入で生活費・住宅費などは支払えても、医療費が出せなくて、病院に行くことをやめてしまうこともあるでしょう。このような場合でも、医療機関の受診をあきらめる必要はありません。こういった場合は、生活保護の申請をすると「医療扶助」のみを受けられる場合があります。

医療単給の場合、福祉事務所から生活保護利用者に対して「医療券」が発行され、受診の際に医療券を提示すれば、医療費は福祉事務所から医療機関に対して直接支払われることになります。

### 生活福祉資金貸付 窓口▶市区町村の社会福祉協議会

生活福祉資金貸付とは、収入が少なかったり、障がいや高齢のために困っている世帯に必要なお金を借りることができる制度です。10万円までの一時金や教育費は、無利子・保証人なしで借りられ、その他のときは、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合でも低い利率で借りられます。

それぞれの状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等を借りることができます。

### 臨時特例つなぎ資金貸付制度 窓口▶市区町村の社会福祉協議会

仕事を辞めて、住むところがなくなって、手持ちのお金もなくなったときに特別にお金を借りることができる制度です。10万円までのお金が無利子・保証人なしで借りられます。

このお金を借りるためには、失業保険等の公的給付や職業安定資金融資等の公的貸付の手続きをする必要がありますので、仕事を辞めてハローワークで手続きするときには相談しましょう。

### 低所得者住宅 窓口▶市区町村、住宅供給公社

都道府県や市区町村が経営する住宅の中で、住宅に困窮している人で所得の低い方を対象とした住宅を「公営住宅」といいます。所得が一定の基準より少ない方などが入居を申し込むことができ、家賃も民間アパートと比較して低額です。生活保護世帯、ひとり親、高齢者、心身障がい者、ドメスティック・バイオレンスの被害者等、一定の事情によっては、優先的に入居できる場合もあります。

## 司法書士がお手伝いします



このように、日本においては、皆さんがピンチにおちいったときのために、様々な生活支援制度が設けられています。しかし、日本では生活支援制度を利用するのは恥ずかしいという風潮があり、利用をためらう方が少なくありません。

しかし、生活支援制度は誰のためにあるのでしょうか。

それは、私たち自身のためにあるのです。私たち一人一人が社会で共に暮らす仲間として協力し、できないことは助けあうものです。そういった当たり前のことを制度として形にしたものが、上記のような生活支援制度なのです。困ったときは、一人で抱え込んだり遠慮しないで、ドンドン制度を活用しましょう。

私たち司法書士は、皆さんと同じ立場で考え、一緒に悩み、より良い方法を見つけるお手伝いをしたいと思っています。困ったとき、なにか分からないことがあったときは、通常お買い物をしていくのと同じような感覚で、司法書士事務所のドアを開けてください。いっしょに解決方法を探っていきましょう。

# 第6章 自律、そして自立 人として生きるということ

すべての人は、人として生まれたときから平等に持っている権利＝「人権」があります。これは、国の最高法規である憲法の中にも書かれています。この章では、自分らしく生きていくための権利について考えてみます。

## 人として生まれたときから持っている権利

すべての人は、誰でも、同じように、生まれたときから

**【自律】** 一人一人が夢や希望を持つこと

**【自立】** それに向かって人生を歩いていくこと

という権利を持っています。

日本国憲法にも、この「平等に持っている権利」について書かれています。

第13条 「すべて国民は、個人として尊重される」

第14条 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」



## 理想と現実の架け橋

〈日本国憲法の理想〉

「勤労の権利」「生存権」「裁判を受ける権利」等の様々な権利を制度として保障しています。困ったことがあっても、それらの制度を利用すればなんとかなる社会！

〈現実の社会〉

トラブルや困難にあい、誰にも相談できず、夢や希望を持つこと「自律」ができないときやそれに向かって歩くこと「自立」ができないことがある。

それでも！

このハンドブックに書いてあるような法律や制度を使い、法律や制度に詳しい人に相談することで、解決することができる！

「自律」と「自立」への架け橋が見つかるはず！！



# 自由と共生のための視点 —公共の福祉— 誰もが「自律」と「自立」ができる社会のためにできること

たとえば

どんなことを学び（学問の自由）

どんな神様を信じ（信教の自由）

どんな職業につき（職業選択の自由）

どこに住むのも自由です（居住移転の自由）

誰とコミュニケーションをとり、どんなメッセージを発しても自由です（表現の自由）。

つまり、誰もが自由という大きな大地の上に存在しているのです。

でも、その大地には自分だけでなく他の人たちも存在しています。

そして、それぞれ自由を持っています。

その自由と自由がぶつかり合ったときには、

お互いに調整することを考える必要があります。

これを「公共の福祉」といいます。



社会には、いろいろな人がいます。

全員が職場や学校、地域などで多くの人と関わりながら生活をしています。

「周りの人々」や「社会」、「国・政治」に関心を持ち、お互いに調整することで、

「自律」や「自立」を実現できる社会を創っていきましょう。

そして、あなた自身の「自律」と「自立」も実現することができるのです。



## 自分らしく生きていくために

こうしてみると、一人の人間として生きていくということは、けっこう難しいことなのだと感じた人もいるかもしれません。

一度に多くのことに興味を持ったり、多くのことを知らなくても大丈夫。

まずは、あなた自身が「自由という大きな大地の上に存在している」ということを存分に楽しんでください。

あなた自身を大切にすることから始めてみてください！



第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

# あとがき



最後まで読んでいただいて、どうもありがとうございました。

このハンドブックは、皆さんにとって参考になりましたか？

ちょっと難しかったですか？それとも、知っていることばかりでしたか？

このハンドブックには、皆さんが社会に出たときに知っておいていただきたいことをいくつかまとめました。もちろん、今すぐ全部をお読みいただかなくても、必要なときに必要なページを読んでいただければだいじょうぶです。

社会に出ると、学校では教わらない出来事にも出くわします。

でも、知らないことは恥ずかしいことではありません。なぜならば、社会に出るときには誰もが1年生だからです。現在、大人として生きる私たちにもわからない事実はたくさんあります。

だから、皆さんも分からないこと、知らないことに出合ったら、遠慮なく誰かを頼っていいのです。社会においては残念ながら『知らないこと』によって損をしたり傷つけられたりする場面があります。このハンドブックでは、そういうことがないように最低限知っておいていただきたいことをまとめたつもりです。

もちろん、ここに載っていないような場面に出会うこともあるでしょう。でも、困ったときには一人で抱え込まず、いつでもお近くの司法書士に相談してください。

法律に関する知識であれば、皆さんの求めに応じることができます。たとえその相談が法律問題かそうでないか、皆さん自身が判断できないとしても、必要な相談先につなげることができます。

そして、皆さんと一緒に問題を解決するにはどうしたらいいのか、考えていきたいと思っています。

人は、決して、一人ぼっちではありません。

お互いに助け合い、お互いを尊重しつつ、社会の一員として一緒に社会を作り上げていきましょう。

そして、笑顔で、生きることを楽しみましょう！



# 相談先一覧

## 全国共通の相談先

名称	電話番号	受付日時/時間	主な相談内容
全国青年司法書士協議会 当番司法書士ホットライン	03-3359-3639	月～金曜日 14:00～18:00	司法書士業務に関する相談 例えば、 悪質商法、お金のトラブル、資金未払い、 敷金返還等の日常生活に関する問題、 訴訟に関すること(訴えられて困った等) 無料電話相談
法テラス	0570-078374	平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00 (日曜祝祭日・年末年始休業)	法的トラブル
国民生活センター	03-3446-0999	平日10:00～12:00 13:00～16:00	消費者トラブルに関する相談、 商品やサービスなど消費生活 全般に関する苦情等
消費者ホットライン	188 03-3446-1623	平日10:00～12:00 13:00～16:00	近くの消費生活相談窓口を 案内

## 各地域の相談窓口が検索できるホームページアドレス

名称	ホームページアドレス	相談内容
司法書士総合相談センター	<a href="http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html">http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html</a>	司法書士業務に関連する相談
法テラス	<a href="http://www.houterasu.or.jp/sp/chihoujimusho/index.html">http://www.houterasu.or.jp/sp/chihoujimusho/index.html</a>	法的トラブル
消費生活センター	<a href="http://www.kokusen.go.jp/map/">http://www.kokusen.go.jp/map/</a>	消費者トラブル等、 消費生活全般に関する相談
総合労働相談コーナー	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html">http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html</a>	労働問題に関する相談

## あなたの地域の相談先

いざという時のために事前に調べて記入しておきましょう

名称	電話番号	受付日時/時間	主な相談内容
司法書士総合相談センター			
法テラス			
消費生活センター			
総合労働相談コーナー			
市区町村役所			
福祉事務所			
ハローワーク			
警察署 生活安全課			